

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設
厚労02	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し
厚労03	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置
厚労04	協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等
厚労05	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置
厚労06	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
厚労07	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長
厚労08	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設
厚労09	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29厚労01)

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	医療機関等の設備投資等に関する特別措置の創設 (-)											
措置の内容	平成27年度時点	-										
	平成28年度税制改正以後	-										
	平成29年度税制改正以後	-										
政策目的	医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。											
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税								
関係条項	-											
要望内容及び区分	医療に係る消費税の問題が抜本的に解決されるまでの間、都道府県で策定された医療計画等に資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特別措置を創設する。										区分	新設
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-								

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況 (効果)					
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)				(参考)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)	目標「医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する」				
				適用実態調査における適用件数 (法人税・件)					適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)				適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	不明	-	-	
H31	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	-	-	不明	-	-	
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 固定資産（例えば医療機器）については、技術の進歩に伴い、より良い機器が生み出され、それを取得することで更に質の高い医療を提供することができることから、一概に定量的な目標を設定することは困難。</p> <p>② 第7次医療計画の期限（平成35年度末）が達成すべき時期であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>医療計画等は、評価書に記載の通り、現在都道府県において作成しているところであり、どのような固定資産について各都道府県の医療計画等に定められるかについても、現在作成・検討中であることから、各都道府県に照会した推計等は困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上記（3）①の補足説明に同じ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかになっていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>設備投資に関しては、控除対象外消費税問題に絡み、与党税制改正大綱でも「特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ」との記載があり、政府も、設備投資が抑制されていると認識していると解することができる。そのような中で、設備投資にかかる税制措置を創設することは、設備投資の推進に効果的であり、ひいては質が高く効率的な医療の提供に資し、達成目標の実現に十分に寄与することができるものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「設備投資にかかる税制措置を創設することは、設備投資の推進に効果的であり、ひいては質が高く効率的な医療の提供に資し、達成目標の実現に十分に寄与することができる」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのかが明らかになっていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設
2	対象税目	(国税3)(法人税:義、所得税:外)(地方税2)(法人住民税、事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、医療に係る消費税の問題が抜本的に解決されるまでの間、都道府県で策定された医療計画等に資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。 ○特別償却又は税額控除制度の選択適用 ○不動産取得税及び固定資産税の軽減措置 ※ 現在消費税が非課税とされている介護サービスや障害福祉サービスについても、医療機関の設備投資に関する特例との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある。(消費税法第6条、消費税法施行令第14条) 《関係条項》 —
4	担当部局	厚生労働省医政局総務課、老健局老人保健課、障害保健福祉部障害福祉課、医薬・生活衛生局総務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成28、29年度に要望
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。 《政策目的の根拠》 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月以降、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定める地域医療構想を平成28年度末までに全ての都道府県で策定を完了した。 今後、人口構造の変化等に対応し、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域医療構想に基づき、病床の機能分化・連携等、将来のあるべき医療提供体制の構築を目指すこととしている。 平成30年度から、地域医療構想を内容に含んだ医療計画が本格的に実施

		されるため、平成29年3月に新たな医療計画の作成指針を都道府県に提示し、順次策定しているところ。 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、都道府県で策定された医療計画等に資する、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は着実に進めていく必要がある。 【参考】平成29年度税制改正大綱(平成28年12月8日 自由民主党・公明党)(抄) 第三 検討事項 8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。
9 有効性等	① 適用数等	— ※ 平成30年度から始まる新たな医療計画等に基づく税制優遇を考えているところ、現時点では新たな医療計画等は各都道府県において作成中の段階であることから、現時点で適用数を推計することは困難
	② 減収額	— ※ 減収額を推計できない理由は、上記に同じ。

		③: 効果・税収減是認効果	《効果》 — 《税収減を是認するような効果の有無》 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。 また、対象物は一定金額以上のものに限定しているために、政策目的の実現手段として妥当なものとなっている。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療機関が利用できる設備投資促進税制として、取得価額500万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度がある。 また、独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、建築資金に対して低利融資を行っている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し
税 目	法人税、法人住民税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>目標としては、特定医療法人の事業範囲を広げた結果としての、介護、助産及び予防接種の現在の事業量からの伸びを今後、把握することにより、水準設定とすることとしたい。（現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では介護、助産及び予防接種の事業量の記載を求めているため、水準を設定することが困難。）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成25年度から27年度までの法人税）について、それぞれ232法人、230法人、233法人と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 平成28年度の適用数は不明のため、平成27年度と同数と推計し、評価書に追加します。</p> <p>② 算定根拠を追加して記載します。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>将来の適用数を追記。（当該要件緩和による特定医療法人の認定件数増は見込めないため、現状とほぼ同数と推計。特定医療法人は、微減傾向にあり、他の認定要件も充足しないといけない制約があり、現状と同数と見込んでいる）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、「増収」と説明されているが、社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直しによる新規認定及び事業拡大の影響について説明しているものであり、本特例措置による減収額について予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>(1) のとおり現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では介護、助産及び予防接種の事業量の記載を求めているため、過去の効果の把握が困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>(1) のとおり現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では介護、助産及び予防接種の事業量の記載を求めているため、将来の目標値の設定が困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し
2	対象税目	(法人税:義)(国税5) (法人住民税:義)(地方税 10) 【拡充】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>地域医療において公的医療機関と並び重要な担い手である社会医療法人及び特定医療法人の認定要件の一つである「全収入額に占める社会保険診療収入等が100分の80を超えること」(※)について、社会状況の変化を踏まえて見直す。</p> <p>※ 社会医療法人については医療法施行規則第30条の35の3、特定医療法人については租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に基づく基準において定めている。</p> <p>見直し内容:「社会保険診療収入等」に、介護、助産及び予防接種の収入を追加する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>社会医療法人:法人税法第2条第6項、第7条、第66条第3項 地方税法第72条の2第1項第1号口 医療法施行規則第30条の35の3</p> <p>特定医療法人:租税特別措置法第67条の2第1項 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準</p>
4	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年7月～8月 分析対象期間:平成26年度決算資料に基づき平成29年度法人数で推計
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	社会医療法人 平成19年制度創設 特定医療法人 昭和39年制度創設
7	適用又は延長期間	制度終了時まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを強化する必要があり、平成29年6月「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたところであるが、利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供に向けて、期待される医療機関の役割に対応できるよう社会医療法人等の制度整備を行う。</p> <p>社会医療法人は、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域に必要な医療を担うものとして平成19年に創設され、また、特定医療法人は、公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受ける医療機関として昭和39年に創設されたが、ともに公的医療機関と</p>

		<p>並んで、地域の医療を推進していく役割が期待されている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)</p> <p>「国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、…地域社会の形成に資することを目的とする。」</p> <p>「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」(平成26年9月12日厚生労働省告示 平成28年12月26日一部改正)</p> <p>「急速に少子高齢化が進む中、医療及び介護の提供体制を支える医療保険制度及び介護保険制度の持続可能性を高めていくためには、限りある地域の社会資源を効率的にかつ効果的に活用していく必要がある。」</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)</p> <p>第2章(3)少子化対策、子ども・子育て支援</p> <p>「…小児・周産期医療提供体制の充実、…に取り組むほか、…」</p> <p>第3章3(1)社会保障④健康増進・予防の推進等</p> <p>「疾病予防・重症化予防を推進し、…」</p>																																			
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ)安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標2)効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>																																			
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>特定医療法人の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>現行の特定医療法人の事業範囲の拡充により地域における医療・介護の充実が図られる。</p>																																			
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="0"> <tr> <td>社会医療法人</td> <td>(H27年4月1日)</td> <td>248 法人</td> <td>実績額</td> <td>資料なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H28年4月1日)</td> <td>266 法人</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H29年4月1日)</td> <td>281 法人</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> </table> <p>法人税適用実績</p> <table border="0"> <tr> <td>特定医療法人</td> <td>(H25年度)</td> <td>232 法人</td> <td>56,560 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H26年度)</td> <td>230 法人</td> <td>44,531 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H27年度)</td> <td>233 法人</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> </table> <p>以上法人税は「租税特別措置の適・実態調査の結果に関する報告書」(財務省・第193回国会提出)より</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(H28年度推計)</td> <td>233 法人</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H29年度推計)</td> <td>233 法人</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> </table>	社会医療法人	(H27年4月1日)	248 法人	実績額	資料なし		(H28年4月1日)	266 法人	同上			(H29年4月1日)	281 法人	同上		特定医療法人	(H25年度)	232 法人	56,560 百万円		(H26年度)	230 法人	44,531 百万円		(H27年度)	233 法人	43,440 百万円		(H28年度推計)	233 法人	43,440 百万円		(H29年度推計)	233 法人	43,440 百万円
社会医療法人	(H27年4月1日)	248 法人	実績額	資料なし																																	
	(H28年4月1日)	266 法人	同上																																		
	(H29年4月1日)	281 法人	同上																																		
特定医療法人	(H25年度)	232 法人	56,560 百万円																																		
	(H26年度)	230 法人	44,531 百万円																																		
	(H27年度)	233 法人	43,440 百万円																																		
	(H28年度推計)	233 法人	43,440 百万円																																		
	(H29年度推計)	233 法人	43,440 百万円																																		

		(H30年度推計) 233 法人 43,440 百万円 (H31年度推計) 233 法人 43,440 百万円 (H32年度推計) 233 法人 43,440 百万円 (以降同じ、要件緩和による認定件数増加は見込めないため)																																																			
②: 減収額	社会医療法人等 法人税 ▲79百万円 法人住民税、事業税 固定資産税、都市計画税 ▲52百万円 (うち法人事業税▲1百万円)	特定医療法人の減収額 (表内全て減収、単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲3,676</td> <td>▲2,895</td> <td>▲2,129</td> <td>▲1,911</td> <td>▲1,911</td> <td>▲1,824</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲474</td> <td>▲373</td> <td>▲323</td> <td>▲247</td> <td>▲247</td> <td>▲235</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲1,824</td> <td>▲1,824</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲235</td> <td>▲235</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人税は [上記適用総額×(基準税率-優遇税率)・・・A]にて算出。 法人事業税は [A×地方税率 12.9%]にて算出。)</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30~H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準税率</td> <td>25.5%</td> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>優遇税率</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	H30	法人税	▲3,676	▲2,895	▲2,129	▲1,911	▲1,911	▲1,824	法人住民税	▲474	▲373	▲323	▲247	▲247	▲235		H31	H32	法人税	▲1,824	▲1,824	法人住民税	▲235	▲235		H25	H26	H27	H28	H29	H30~H32	基準税率	25.5%	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%	優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%
	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																															
法人税	▲3,676	▲2,895	▲2,129	▲1,911	▲1,911	▲1,824																																															
法人住民税	▲474	▲373	▲323	▲247	▲247	▲235																																															
	H31	H32																																																			
法人税	▲1,824	▲1,824																																																			
法人住民税	▲235	▲235																																																			
	H25	H26	H27	H28	H29	H30~H32																																															
基準税率	25.5%	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%																																															
優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%																																															
③: 効果・税収減是認効果	《効果》 ・社会医療法人等は認定要件を満たさない場合、認定取消となることから、介護事業、助産、予防接種に対し、積極的に取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》 社会医療法人、特定医療法人の事業活動が広がることで、今後の介護事業の需要が増大に対応でき、増収と試算している。算定根拠は別添資料による。																																																				
10 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	社会医療法人等は認定要件を満たさない場合、認定取消となることから、介護事業、助産、予防接種に対し、積極的に取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。																																																			
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	認定要件による規制が問題となっていることから、他の支援措置は考えられない																																																			

	③: 地方公共団体が協力する相当性	地域の医療・介護体制の充実に資するとともに地方税においても増収が期待される
11	有識者の見解	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規要望

社会医療法人等の社会保険診療収入等の要件見直しによる影響
減収額(新規認定による影響)

H29年8月9日

- 要件緩和による社会医療法人の増加は、大きくは見込めない。また、特定医療法人は平成20年から微減傾向にある。
(理由) 社会医療法人の認定は、事業要件が厳しく、年間17件程度であり、当該収入要件により大きく左右されるものではない

(社会医療法人として認定された事業数及び事業要件例)

認定された事業	施設数(施設数)
救急医療	187
精神科救急医療	29
小児救急医療	21
へき地医療	51
災害医療	12
周産期医療	7
計	307

2. 積算

(年間新規件数) 直近の新規認定件数は年17件程度である。

社会医療法人のうち附帯事業(介護事業)が黒字の法人は平成27年度調査で約32%であり、年間新規認定17件のうち1/3の6法人は介護事業が黒字と推定。
今回の要件緩和による認定への影響を最大50%増と見積もる。新規認定のうち介護事業が黒字と推定される6法人から、影響による増加を3法人と見込む

国税/新規認定法人(年間3件)	新規認定法人数	平均収益(千円)	認定前税率	認定後税率	1法人あたり増減(千円)	年間の増減(千円)
法人税	減収見込み	114,059	0.234	0	▲ 26,890	▲ 80,069
	増収見込み	18,107	0.234	0.19	▲ 797	▲ 2,390
計		6,142	0	0.19	1,167	▲ 3,501

※所得税は利子・配当等への課税。
低金利下の国債運用等のため積算省略
※収益事業は社会医療法人になって初めて行える
当該見直しによる法人税影響額(a)78,959千円

地方税/新規認定法人(年間3件)	新規認定法人数	平均収益等(千円)	認定前税率	認定後税率	1法人あたり増減(千円)	年間の増減(千円)
法人事業税	減収見込み	120,799	非課税	非課税	0	0
	増収見込み	11,366	0.046	0	▲ 523	▲ 1,569
地方法人特別税	減収見込み	240	0.432	0	▲ 104	▲ 311
	増収見込み	6,142	0	0.046	283	848
固定資産税	減収見込み	822,195	0.014	0	▲ 11,511	▲ 34,532
都市計画税	減収見込み	721,449	0.003	0	▲ 2,164	▲ 6,493
道府県民税・市町村民税	減収見込み	3	3.2%+9.7%		▲ 3,395	▲ 10,186
計						▲ 52,243

固定資産税評価額 固定資産税評価額(土地・建物) 822,195千円 721,449千円
当該見直しによる地方税影響額(b)52,243千円

(参考)既存の社会医療法人等の事業拡大による影響

介護事業について特定医療法人の統計がないため、社会医療法人のデータにより推計を行う。

社会医療法人が行う介護事業収益は、附帯事業収益とほぼ同視でき、附帯事業が黒字の社会医療法人にあつては附帯事業収益は本来事業収益(医療収益)の4.5%の規模である。

一方、医療法人全般では、介護事業収益は医療事業収益の6.2%の規模で運営されており、社会医療法人としては、まだ介護事業収益の伸びが見込まれる。

今回の認定要件の見直しでこれまで介護事業を抑制していた社会医療法人が、介護事業を一般の医療法人並みに行うとすると、本来事業収益の(6.2%-4.5%)にあたる金額が介護事業の増益として推定される。

社会医療法人1法人あたりの年間の本来事業収益	6,040,285 千円...A
社会医療法人の附帯事業収益/本来事業収益	0.045
医療法人全般の附帯事業収益/本来事業収益	0.062

社会医療法人1法人あたりの年間介護事業増益
= A × (0.062 - 0.045)
= 102,685 千円...B

社会医療法人における附帯事業収益(介護事業収益)に対する利益率は0.076であり、これより社会医療法人の介護事業による利益の増額を以下のとおり算出した。

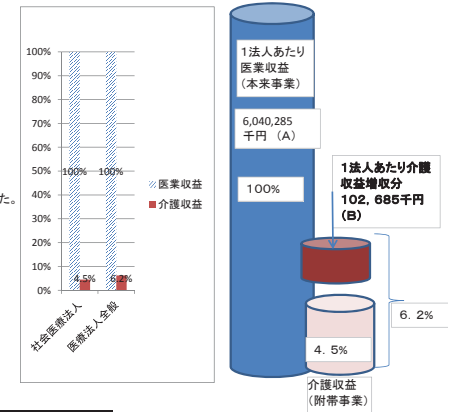
社会医療法人における附帯事業利益/附帯事業収益 0.076
社会医療法人1法人あたりの年間介護事業利益の増額
= B × 0.076 = 7,804 千円...C

社会医療法人数(H29.4.1)	281 法人
社会医療法人の年間新規認定数	20 法人
社会医療法人のうち附帯事業が黒字の法人の比率	0.322 法人
税制措置利用の特定医療法人数(H27年度)	233 法人

社会医療法人・特定医療法人全体の年間附帯事業利益の増額
= C × ((281 + 20) × 0.322 + 233) = 7,804千円 × 330法人
= 2,575,320 千円

法人税	附帯業務(介護収益)	利益増額	税率	増収
道府県民税・市町村民税	法人税の3.2%+9.7%	2,575,320 千円	0.19	489,311 千円...c
計		489,311 千円	0.129	63,121 千円...d

事業拡大による法人税増収額(c)489,311千円
事業拡大による地方税増収額(d)63,121千円
(2025年に向け、介護事業の需要は拡大していることを前提とする)



点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)及び(7)に課題があり、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>事前評価書に達成すべき水準と時期を追記。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>受動喫煙に係る法案の内容については調整中であり、現時点においても、全体像及び細かい施設類型ごとの規制内容は決まっていないため、適用件数を予測することは困難。なお、税務当局に対しても「精査中」で回答している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>上記(3)①の補足説明に同じ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>受動喫煙に係る法案の内容については調整中であり、現時点においても、全体像及び細かい施設類型ごとの規制内容は決まっていないため、適用件数を予測することは困難。なお、税務当局に対しても「精査中」で回答している。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税6) (法人住民税、法人事業税:義、個人住民税:外)(地方税3) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動喫煙を防止するため、当面の間、喫煙専用室を設置した場合における税制上の所要の措置を講じる。 《関係条項》 —
4	担当部局	健康局健康課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:—
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	— (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国会への法案提出の準備を進めている、受動喫煙対策の法案において、喫煙専用室の設置が認められている施設について、喫煙専用室の設置を促進するとともに、喫煙専用室がなくても喫煙可能としている施設についても、喫煙専用室の設置を促進することにより、広く望まない受動喫煙を防止する。 《政策目的の根拠》 がん対策推進基本計画(平成 24 年6月8日閣議決定) 「行政機関及び医療機関は平成 34(2022)年度までに受動喫煙の機会を有する者の割合を0%、職場については、事業者が「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じることにより、平成 32(2020)年までに、受動喫煙の無い職場を実現することを目標とする。また、家庭、飲食店については、喫煙率の低下を前提に、受動喫煙の機会を有する者の割合を半減することにより、平成 34(2022)年度までに家庭は3%、飲食店は 15%とすることを目標とする。」

		② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (政策大目標 10) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。 (施策目標 10-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること。 (施策目標 10-3) 総合的ながん対策を推進すること。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の命と健康を守るため、望まない受動喫煙を防止する。 (受動喫煙の機会を有する者の割合を(中略)平成 34(2022)年度までに(中略)飲食店は 15%とすることを目標とする。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 受動喫煙対策の法案に併せて、喫煙専用室の設置により喫煙を可能とする施設について、この設置を促進することで、望まない受動喫煙を防止するための規制措置を効果的に実施することができることから、当該措置は有効である。
9	有効性等	① 適用数等	— (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)
		② 減収額	— (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 — (現在検討を進めている、受動喫煙対策に係る法案の内容を踏まえ、検討を行う必要があり、現時点において具体的な記載は困難。)
			《税収減を是認するような効果の有無》 受動喫煙対策の法案に併せて、喫煙専用室の設置により喫煙を可能とする施設について、この設置を促進することで、望まない受動喫煙を防止するための規制措置を効果的に実施することができる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	喫煙専用室の設置を促進することにより、広く望まない受動喫煙を防止するという政策目的の達成のためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措を講じることが適当である。 また、対象は喫煙専用室の設置に限定されており、実現手段としても妥当である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成 23 年度から、受動喫煙防止対策助成金として、職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準を満たす喫煙室の設置等について、その費用の一部の助成を実施している(助成率1/2、上限額 200 万円。平成 27 年度までの喫煙室設置の助成実績累計 1,550 件。平成 29 年度予算 1,028,472 千円)。 当該助成金は、職場での受動喫煙防止対策を目的として、労働者災害補償保険の適用事業主である中小企業事業主に限定して助成を行うものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
② 達成目標（生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（法人税）が年度ごとに予測されていない。
② 将来の適用数（法人税）について、平成28年度実績（5団体が当該出資を実施。うち、2団体が出資配当を受け取り）によると説明されているが、その出典が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 適用数は毎年度2団体（最大5団体）
② 出典については、厚生労働省調べ
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び事業税）が年度ごとに予測されていない。
② 将来の減収額（法人税、法人住民税及び事業税）について、別紙において計算式及び計算に用いた数値が説明されているが、その出典が明らかにされていない。
③ 上記別紙において、「受取配当（按分後）」欄に「実」の記載があるが、その数値及びその出典（何らかの計算により算出されている場合は、計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
①については毎年度70百万円（法人税52百万円、法人住民税・事業税18百万円）と見込んでいる。
②③ 出典については厚生労働省調べ。「実」については平成28年度受取実績額（(イ)508,134千円、(ロ)59,679千円）。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る）に対する将来の効果について、「生協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強化し、その効果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国民に波及する」と説明されているが、定量的に予測されていない。
② 将来の効果について「生協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強化し、その効果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国民に波及する」と説明されているが、予測される将来の適用数（法人税）2団体（最大で5団体）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
【厚生労働省の補足説明】
② 我が国の生協及び生協連合会の数はおよそ980あるが、本要望の将来の適用数となる2団体については、会員団体数が延べ541団体あるとともに、その活動領域は日本全国に及んでいることから、当該達成目標の実現に十分に寄与すると考えている。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等
2	対象税目	(法人税:義)(国税7) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税7) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>平成 29 年度税制改正においては、受取配当等益金不算入制度の中で、協同組合等の連合会等への普通出資に係る配当について、益金不算入割合を一律 50%とする特例が租税特別措置法に創設されたところであるが、協同組合等が行う連合会等に対する出資の中で、平成 19 年の消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)改正に基づいて消費生活協同組合連合会(以下「生協連合会」という。)が行った共済事業分離のための現物出資については、協同組合等が一般に事業利用目的として行う出資とは性格が異なる。</p> <p>このため、生協連合会が行った当該共済事業分離目的の現物出資に係る配当金については、租税特別措置法の協同組合等の特例を適用せず、法人税法本則を適用する等の取扱いとすることを要望する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法第 23 条、 ・租税特別措置法第 67 条の 8
4	担当部局	社会・援護局 地域福祉課 消費生活協同組合業務室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成 29 年 8 月 分析対象期間：－
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	－
7	適用又は延長期間	恒久措置を要望
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生協連合会は、会員である消費生活協同組合(以下「生協」という。)の事業や活動への支援を通じて会員生協の組合員ないし国民の生活の安定と向上に寄与している。また生協は地域経済の柱となり国民の生活を支える一主体である。このため、生協連合会を支援することにより国民の生活の安定と向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>生協法(昭和 23 年法律第 200 号)第 1 条 「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。」</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標 1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強化し、その効果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国民に波及する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数見込み</p> <p>2団体(最大で5団体)</p> <p>※5団体が当該出資を実施。うち、2団体が出資配当を受け取り(平成 28 年度実績)</p>
		② 減収額	<p>減収見込み</p> <p>70 百万円(法人税 52 百万円、法人住民税・事業税 18 百万円)</p> <p>※ 別添算出資料参照</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>生協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強化し、その効果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国民に波及する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>生協連合会は、会員生協の事業や活動への支援を行うことから、その会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る。</p>

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	29年度税制改正により創設された租税特別措置について、適用除外等の取扱いを求める要望であるため、租税特別措置等を要望。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

平成30年度税制改正要望 影響額試算 影響額 ▲52百万円 (単位:千円)

出資元 連合会	出資全体① (設立出資込)		出資割合	受取配当(按分後) (A): (実*②) / ①	益金不算入額		影響対象 (C): (B)-(B)	法人税分影響 (C)*19%
	共済分離 現物出資②				H30要望(B)	H29税改後(B)'		
(イ)	42,344,500	40,944,500	64.63%	491,334	491,334	245,667	▲ 245,667	▲ 46,677
(ロ)	4,973,300	4,973,300	90.93%	59,679	59,679	29,840	▲ 29,840	▲ 5,670
計								▲ 52,346

※ 受取配当については出資の額に応じて配分されるため、28年度受取実績額を按分した。

※ 益金不算入額のうちH30要望については、H29税制改正前の益金不算入割合に戻した場合として試算した。

【地方】

平成30年度税制改正要望 影響額試算 影響額 ▲18百万円

(単位:千円)

出資元 連合会	出資全体① (設立出資込)		出資割合	受取配当(按分後) (A):(実*②)／①	益金不算入額		影響対象 (C):(B)-(B)	地方税分影響 (C)*6.54%
	共済分離 現物出資②				H30要望(B)	H29税改後(B)'		
(イ)	42,344,500	40,944,500	64.63%	491,334	491,334	245,667	▲ 245,667	▲ 16,067
(ロ)	4,973,300	4,973,300	90.93%	59,679	59,679	29,840	▲ 29,840	▲ 1,952
計								▲ 18,018

- ※ 受取配当については出資の額に応じて配分されるため、28年度受取実績額を按分した。
- ※ 益金不算入額のうちH30要望については、H29税制改正前の益金不算入割合に戻した場合として試算した。

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
② 達成目標（介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る）に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	(国税9)(法人税:義)(地方税6)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>平成29年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法改正(以下「法改正」という。)により、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創設する。併せて、介護医療院創設に伴い、生計困難者に対して無料又は低額な費用で利用させる事業に係る社会福祉法の規定を整備している。</p> <p>このため、介護医療院及び無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業について、法人税の非課税等の税制上の所要の措置の対象となるよう要望する。</p> <p>併せて、介護療養型医療施設の設置期限については、現行制度上平成29年度末となっているが、法改正において、平成35年度末に延長することとしているため、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の措置について、延長を要望する。</p> <p>《関係条項》 —</p>
4	担当部局	厚生労働省老健局老人保健課、社会・援護局総務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	法改正により、新たな介護保険施設として介護医療院を創設することとしたため。
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日から
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「療養病床の在り方等に関する特別部会」の「療養病床の在り方等に関する議論の整理(平成28年12月20日)」において、「今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情に応じた柔軟性を確保した上で、必要な機能を維持・確保していくことが重要である。」「こうした基本的な方向性を実現していくためには、介護療養病床の『日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ』や、</p>

		『看取り・ターミナル』等の機能を維持しつつ、その入院生活が長期にわたり、実質的に生活の場になっている実態を踏まえて、『生活施設』としての機能を兼ね備えた、新たな施設類型を創設すべきである。」とされた。 以上を踏まえ、介護医療院の創設を含めた法改正を行ったところである。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標X 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標X-1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標X-1-4 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備につながるため、当該措置は有効である。
9	有効性等	<p>① 適用数等 — (介護医療院の施設基準等については現在社会保障審議会介護給付費分科会において議論を行っているため、適用数等を推計することは困難)</p> <p>② 減収額 — (適用数等が定まらないため、減収額を推計することは困難)</p> <p>③ 効果・税収減是認効果 《効果》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。 《税収減を是認するような効果の有無》 介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備につながる。</p>

10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>介護医療院は、医療・介護サービスを一体的に提供する介護保険施設であるため、他の介護保険施設と同様に、各種税制措置を講ずることは妥当であると考えます。</p> <p>また、税制上の措置を講じることで、慢性期の医療・介護ニーズに対応することができることから、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
税 目	法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（法定雇用率2.0%の達成）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【厚生労働省の補足説明】
前回評価時に平成 32 年度までに法定雇用率 2.0%の達成と説明していたのは、雇用率 2.0%の達成は、「日本再興戦略」改訂 2015-未来への投資・生産性革命-（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）等の各種政策方針において、2020 年までの目標とされているからである。今後については、障害者の法定雇用率が、平成 30 年 4 月から 2.2%に、その後 3 年を経過する前に 2.3%に引き上げられることを踏まえ、これらの見直しに合わせて検討することとしている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成 25 年度から 28 年度までの法人税）について、別紙 1 において、本特例措置の適用を受けるために障害者等雇用証明書等の申請をした企業 19 社に対して実施したアンケート調査の結果を基に推計を行ったと説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 過去の適用数（平成 25 年度及び 26 年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 平成 28 年度に本特例措置の適用を受けるために、必要な「障害者等雇用証明」等をハローワークに申請した企業 19 社に対して、調査を実施。 回答があった 15 社のうち、機械等については 14 社、建物等については 8 社、本特例措置の適用があった旨の回答。 これを踏まえ、適用数の推計については、以下の通り行っている。
※機械等 4 社（未回答企業）× 14 社（適用有の企業）/ 15 社（回答企業） ≒ 4 社（未回答企業のうち適用有の企業） 14 社 + 4 社 = 18 社
※建物等 4 社（未回答企業）× 8 社（適用有の企業）/ 15 社（回答企業）≒ 2 社 8 社 + 2 社 = 10 社
平成 25 年度～平成 27 年度の適用件数については、以下の通り。
【平成 25 年度及び平成 26 年度】

過去の推計結果による。

【平成 27 年度】

※機械等

回答：23 社、未回答：18 社、適用あり：14 社
 $18 \times 14 / 23 = 11$ 社
 14 社 + 11 社 = 25 社

※建物等

回答：23 社、未回答：18 社、適用あり：9 社
 $18 \times 9 / 23 = 7$ 社
 9 社 + 7 社 = 16 社

- ② 直近年度（平成 28 年度）については、租特透明化法に基づく適用実態調査の結果が出ていないため、従前の通り、アンケート調査により推計しており、それとの整合性の観点から、平成 25 年度～平成 27 年度の適用件数についても、平成 28 年度と同様にアンケート調査により推計している。
 なお、事前評価書に、租特透明化法に基づく適用実態調査の結果を把握している直近の実績（平成 27 年度）についても記載しているところ。

【点検結果】

- ① 補足説明により、平成 27 年度については算定根拠が明らかにされたが、25 年度及び 26 年度については明らかにされていないため、この点を課題とする。
 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（平成 29 年度から 31 年度までの法人税）について、過去の実績を基に「①28 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数」、「②本特例措置を知っているが 29 年度まで利用がない、又は、再び 29 年度に利用する企業の数」及び「③これまで本特例措置について知らなかったが、今回の調査により本特例措置について知ったことで、平成 29 年度に利用を検討している企業の数」を推計し、合算したと説明されているが、それぞれの算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
29 年度の適用件数は、以下の 3 つの和を求めることとする。 (1) 28 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数 (2) 直近年度（28 年度）には本特例措置を利用していない企業であって、29 年度に利用する企業の数（29 年度に初めて利用するケースと 27 年度以前に利用していたケースの双方を含む。） (3) 今回初めて人数要件を満たす可能性のある全ての企業にアンケート調査を行ったところ。これにより初めて制度を認識した企業のうち、当該アンケートの結果から、29 年度の利用が見込まれる企業数。
※機械等：11 社 + 8 社 + 8 社 = 27 社、建物等：6 社 + 4 社 + 6 社 = 16 社
(1) ~ (3) の推計方法は以下の通り。
< (1) について > 28 年度の適用件数（18 社）に、前年度に引き続き本特例措置を利用する企業の割合（60.8%。過去の実績から推計。）を乗じることで求めることとする。（※）

※平成 25 年度～平成 27 年度の各年度における、「前年度に引き続き本特例措置を利用する企業の割合」の平均を求めると、60.8%となる。

平成 25 年度：7 (24 年度に引き続き 25 年度も利用した企業) ÷ 14 (24 年度の適用件数) =50%

平成 26 年度：12 ÷ 15 =80%

平成 27 年度：11 ÷ 21 =52.4%

※機械等：11 社、建物等：6 社

< (2) について >

過去の適用実績から算出したところ、(2) は (1) の 72.2%の割合で出現すると考えられるので、以下の通り推計できる。(※)

※ (3) の企業と違い、アンケートに関わらず、従前より制度自体は承知していたが、今年度は活用していない企業に限定。

※平成 25 年度～平成 27 年度の各年度における、「適用企業のうち、昨年度から引き続き本特例措置を利用した企業に対する、それ以外の企業の割合」の平均を求めると、72.2%となる。

平成 25 年度：8 ÷ 7 =114.2%

平成 26 年度：9 ÷ 12 =75.0%

平成 27 年度：3 ÷ 11 =27.3%

※機械等：8 社、建物等：4 社

< (3) について >

今回のアンケート調査で適用無と答えた企業のうち、「本特例措置を知らなかったため活用しなかった」、「今後本特例措置を活用する」の両方を選び、今後の活用を検討していると考えられる企業の全数をアンケートの結果から推計 (※1) したところ、機械等について本特例措置の利用を希望している会社が 74 社、建物等について本特例措置の利用を希望している企業は 51 社 (※2) と見込まれる。このうち、今回のアンケート調査からなどから、実際に本特例措置の適用を受けるのは、11.1%程度 (※3) であると考えられることから、新たに 29 年度から本特例措置の適用を受ける企業の数 (※4) を推計した。

※1 アンケート対象企業数 : 892 社
回答企業数 : 265 社
今後の活用を検討していると考えられる企業数…(i) : 22 社
全社から回答があった場合の (i) の数 : 74 社

※2 評価書中の平成 25 年～平成 28 年の機械等の適用件数に対する建物等の適用件数の割合が 7 割程度であることを踏まえると、建物等の適用件数は 51 社と見込まれる。

※3 アンケートの回答から、
①本特例措置を知っていて
②使いたいと考えている
企業は 126 社存在し、そのうち実際に適用を受けている企業は 14 社であるから、その割合は 11.1%程度である。

※4 機械等：8 社、建物等：6 社

また、30 年度以降の適用件数についても、29 年度の算出方法を踏襲して、以下の 3 つの推計値の和から求める。

【30 年度の出し方】

- (1) 29 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数
- (2) 29 年度には本特例措置を利用していない企業であって、30 年度に利用する企業の数 (30 年度に初めて利用するケースと 28 年度以前に利用していたケースの双方を含む。)
- (3) 人数要件を満たす企業については、来年度も引き続きアンケートの実施を予定しているところである。現時点では人数を満たしていないが、30 年度に新たに人数要件を満たす企業で、アンケート調査により初めて制度を認識する企業のうち、30 年度の利用が見込まれる企業数。

※機械等

16 社 + 12 社 + 8 社 = 36 社

※建物等

10 社 + 7 社 + 5 社 = 22 社

< (1) について >

29 年度の適用件数 (機械等：27 社、建物等：16 社) に、残存率を乗じることで求めることとする。

※機械等

27 社 × 0.608 = 16 社

※建物等

16 社 × 0.608 = 10 社

< (2) について >

(1) で算出した数値に出現率 (72.2%) を乗じることで求められる。

※機械等

16 社 × 0.722 = 12 社

※建物等

10 社 × 0.722 = 7 社

< (3) について >

障害者雇用状況報告から、雇用障害者数は平成 25 年から平成 28 年の間、年平均 5.5% 程度増加していることを踏まえ、
(i) 新たに本特例措置について知り、
(ii) 30 年度以降に本特例措置の活用を考える
企業は、4 社 (=74 社 × 0.055) 増加すると考えられる。

したがって、30 年度に本特例措置の活用を考える企業は、
・29 年度に適用を受けたくても受けられなかった 66 社 (=74 社 - 8 社)
・新たに本特例措置について知り、30 年度以降の活用を考える 4 社
の合計である 70 社であると考えられる。

このうち、実際に適用を受けられるのは、11.1%であるからこれに、新たに 30 年度から本特例措置の適用を受ける企業の数、以下の通り推計できる。

※機械等

70 社×0.111=8 社

※建物等

48 社×0.111=5 社

31 年度の適用件数についても 30 年度と同様に求める。

- (1) 30 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数
 (2) 30 年度には本特例措置を利用していない企業であって、31 年度に利用する企業の数 (31 年度に初めて利用するケースと 29 年度以前に利用していたケースの双方を含む。)
 (3) 人数要件を満たす企業については、来年度も引き続きアンケートの実施を予定しているところである。現時点では人数を満たしていないが、31 年度に新たに人数要件を満たす企業で、アンケート調査により初めて制度を認識する企業のうち、31 年度の利用が見込まれる企業数。

※機械等

22 社+16 社+7 社=45 社

※建物等

13 社+9 社+5 社=27 社

< (1) について >

30 年度の適用件数に、残存率を乗じることで求めることとする。

※機械等

36 社×0.608=22 社

※建物等

22 社×0.608=13 社

< (2) について >

(1) で算出した数値に出現率 (72.2%) を乗じることで求められる。

※機械等

22 社×0.722=16 社

※建物等

13 社×0.722=9 社

< (3) について >

- (i) 新たに本特例措置について知り、
 (ii) 31 年度以降に本特例措置の活用を考える
 企業は、4 社 (=78 社×0.055) 増加すると考えられる。

したがって、31 年度に本特例措置の活用を考える企業は、

- ・30 年度に適用を受けたくても受けられなかった 62 社 (=70 社-8 社)
 - ・新たに本特例措置について知り、31 年度以降の活用を考える 4 社
- の合計である 66 社であると考えられる。

このうち、実際に適用を受けられるのは、11.1%であるからこれに、新たに 31 年度から本特例措置の適用を受ける企業の数は、以下の通り推計できる。

機械等

66 社×0.111=7 社

建物等

46 社×0.111=5 社

【点検結果】

- ① 補足説明及び(6)②の補足説明(「適用有と回答した企業数」)により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに把握されていない。
 ② 過去の減収額(平成 25 年度から 28 年度までの法人税)について、別紙 1 において、アンケート調査から集計した特別償却額の平均値に、適用件数を乗じることで特別償却額を推計し、これに法人税率(23.4%)を乗じることで推計したと説明されているが、「アンケート調査から集計した特別償却額の平均値」の算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。
 ③ 過去の減収額(平成 25 年度から 27 年度までの法人税)について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
 ④ 過去の減収額(法人税)250 百万円(平成 28 年度)が前回評価時の将来予測 744 百万円とかなり離れていることについて、その原因が明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

- ① 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されている計算方法をもとに以下の通り推計を行った。結果は表の通り。

$$\begin{aligned} \text{法人住民税} &= \text{道府県民税} + \text{市町村民税} \\ &= \text{特別償却額} \times \text{法人税率} \times (\text{道府県民税率} + \text{市長村民税率}) \\ &= \text{本特例措置の減収額} \times (\text{道府県民税率} + \text{市長村民税率}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{※道府県民税率} &: 3.2\% \text{ (25 年度: } 5.0\% \text{ で計算)} \\ \text{市長村民税率} &: 9.7\% \text{ (25 年度は } 12.3\% \text{ で計算)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{法人事業税} &= \text{事業税} + \text{地方法人特別税} \\ &= \text{特別償却額} \times \text{事業税率} + \text{特別償却額} \times \text{事業税率} \times \text{地方特別法人税率} \\ &= (\text{特別償却額} \times \text{事業税率}) \times (1 + \text{地方特別法人税率}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{※事業税率} &: 3.82\% \text{ (25 年度: } 3.38\% \text{、26 年度: } 4.78\% \text{ で計算)} \\ \text{地方特別法人税率} &: 93.5\% \text{ (25 年度: } 148\% \text{、26 年度: } 67.4\% \text{ で計算)} \end{aligned}$$

(単位: 百万円)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年	30 年	31 年
法人住民税	148	82	50	32	49	66	82
法人事業税	281	199	119	79	120	161	201

- ② アンケート調査により、回答があった 15 社のうち本特例措置の適用を受けた企業(機械等 14 社、建物等 8 社)について、特別償却額を集計し、以下の通り、推計を行った。

※機械等

$$\begin{aligned} &679 \text{ 百万円 (本特例措置の適用有と実際に回答した 14 社の特別償却額 (実績) の合計)} \\ &679 \text{ 百万円} \div 14 \text{ 社} = 49 \text{ 百万円 (1 社あたり平均の特別償却額)} \\ &49 \text{ 百万円} \times 18 \text{ 社} = 882 \text{ 百万円 (適用件数が 18 社の場合の推計値)} \end{aligned}$$

※建物等

$$\begin{aligned} &149 \text{ 百万円 (本特例措置の適用有と実際に回答した 8 社の特別償却額 (実績) の合計)} \\ &149 \text{ 百万円} \div 8 \text{ 社} = 19 \text{ 百万円 (1 社あたりの特別償却額)} \\ &19 \text{ 百万円} \times 10 = 190 \text{ 百万円 (適用件数が 10 社の場合の推計値)} \end{aligned}$$

<平成 27 年度>

<p>※機械等 特別償却額 789 百万円、適用あり：14 社、適用あり（推計値）：25 社 789 百万円÷14×25=1409 百万円</p> <p>※建物等 特別償却額 115 百万円、適用あり：9 社、適用あり（推計値）：16 社 115 百万円÷9×16=205 百万円</p> <p>【減収額について】 減収額についても、平成 28 年度と同様に求めるが、平成 27 年度の法人税率については、23.9%で計算している。</p> <p>③ 直近年度（平成 28 年度）については、租特透明化法に基づく適用実態調査の結果が出ていないため、従前の通り、アンケート調査により推計しており、それとの整合性の観点から、平成 25 年度～平成 27 年度の適用件数についても、平成 28 年度と同様にアンケート調査により推計している。 なお、事前評価書に、租特透明化法に基づく適用実態調査の結果を把握している直近の実績（平成 27 年度）についても記載しているところ。</p> <p>④ 28 年度税制改正の際、減価償却の対象資産の見直しを行い、次のいずれかの資産のみを対象とすることとしたが、前回評価書を提出した時点では、こうした対象資産の見直しを検討していなかったため、かい離が生じたと考えられる。</p> <p>障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置 障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設</p> <p>【点検結果】 ①・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、平成 27 年度及び 28 年度については算定根拠が明らかにされたが、25 年度及び 26 年度については明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（平成 29 年度から 31 年度までの法人税）について、別紙 1 において、平成 28 年度の平均特別償却額を 29 年度の適用件数に乗じることで特別償却額を推計し、これに法人税率（23.4%）を乗じることで推計したと説明されているが、「平成 28 年度の平均特別償却額」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】 ① （4）①の通り。 ② （4）②の通り。</p> <p>【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（法定雇用率 2.0%の達成）に対する過去の効果（平成 26 年度）が把握されていない。 ② 過去の効果（本特例措置の適用を受けた企業において雇用された障害者の数）（平成 25</p>

<p>年度から 28 年度まで）について、別紙 1 において、アンケート調査から推計した雇用されている障害者の平均値に適用件数を乗じたと説明されているが、「アンケート調査から推計した雇用されている障害者の平均値」及び「適用件数」の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額（法人税）合計の割合 97.7%（平成 27 年度）は、8 割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の効果（平成 26 年度から 28 年度まで）について、「平成 28 年 6 月 1 日の民間企業（50 人以上）の障害者の実雇用率は 1.92%であり、前年の 1.88%から 0.04 ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて 4.7%（約 2 万 1 千人）増加し、約 47.4 万人となっている」、「平成 28 年度に本特例措置を利用した企業においても雇用している障害者の数は 972 人と推計しており、一定の効果は出ているものとする」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】 ① 平成 26 年の実雇用率は、1.82%である。 また、平成 26 年度当該税制を利用した企業において雇用している障害者の数は 2,516 人と推計しており一定の効果は出ているものとする。 ② 平成 28 年度に税制の適用を受けたと回答した 14 社について雇用されている障害者の数を確認したところ、761.5 人であり、1 社平均の雇用障害者数は 54 人となる。機械等については、18 社が適用を受けたと推計できるので、適用を受けた企業数が 18 社だった場合の雇用障害者の数は、972 名となる。なお、全部で 18 社としているのは、アンケートに基づく推計の結果、建物等の適用を受けている全ての会社が機械等の適用を受けていると推測されたことから、適用件数を 18 社と推計したものである。 平成 25 年～平成 27 年も同様に算出している。算定に使った数値は以下の表の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用有と回答した企業数（i）</th> <th>(i) で雇用されている障害者数</th> <th>平均雇用障害者数</th> <th>機械等の適用件数</th> <th>雇用障害者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>15 社</td> <td>941.5 人</td> <td>63 人</td> <td>29 社</td> <td>1,827 人</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>21 社</td> <td>1,434 人</td> <td>68 人</td> <td>37 社</td> <td>2,516 人</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>14 社</td> <td>728 人</td> <td>52 人</td> <td>25 社</td> <td>1,300 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 上位 10 社に適用額の 97.7%が偏在していることに対応としては、前回要望時に本特例措置の対象資産に、下線の通り、新たな規定を設けたところである。</p> <p>障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置 障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設</p> <p>④ 平成 28 年度に税制の適用を受けたと回答した 14 社で雇用されている 761.5 人の障害者のうち、助成金の影響を受ける雇用障害者は 51 名であるため、当該助成金の影響を除くと、710.5 人となる。これを 18 社に換算した場合、助成金の影響を除いた雇用障害者数は 913.5 人となる。</p> <p>【点検結果】 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>		適用有と回答した企業数（i）	(i) で雇用されている障害者数	平均雇用障害者数	機械等の適用件数	雇用障害者数	平成 25 年度	15 社	941.5 人	63 人	29 社	1,827 人	平成 26 年度	21 社	1,434 人	68 人	37 社	2,516 人	平成 27 年度	14 社	728 人	52 人	25 社	1,300 人
	適用有と回答した企業数（i）	(i) で雇用されている障害者数	平均雇用障害者数	機械等の適用件数	雇用障害者数																			
平成 25 年度	15 社	941.5 人	63 人	29 社	1,827 人																			
平成 26 年度	21 社	1,434 人	68 人	37 社	2,516 人																			
平成 27 年度	14 社	728 人	52 人	25 社	1,300 人																			

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（法定雇用率 2.0%の達成）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 ② 将来の効果（本特例措置の適用を受けた企業において雇用された障害者の数）（平成 29</p>

年度から31年度まで)について、別紙1において、各年度の適用件数に、平成28年度の1社あたりの平均雇用障害者数54人を乗じることで推計を行うと説明されているが、「適用件数」及び「平成28年度の1社あたりの平均雇用障害者数54人」の算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

③ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額(法人税)合計の割合97.7%(平成27年度)は、8割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

① 29年度の適用件数は27件、30年度の適用件数は36件、31年度の適用件数は45件、これに28年度の1社あたりの平均雇用障害者数54人を乗じることで、本特例措置の適用を受けた企業において雇用されている障害者数の推計を行うと、以下の通りとなる。

平成29年度	平成30年度	平成31年度
1,458人	1,944人	2,430人

助成金の影響を除くと、1社あたりの平均雇用障害者は、51人となり、本特例措置の適用を受けた企業における雇用障害者数の推計を行うと、以下の通りとなる。

平成29年度	平成30年度	平成31年度
1,377人	1,836人	2,295人

なお、本表では、実際に障害者を多数雇用する事業所で雇用されている障害者の数のみを計上しているところであるが、その他の本特例措置の効果として、現時点では対象資産を所持していない等の理由で本特例措置を活用していないが、今後の活用考えている企業の雇用障害者数の維持等も考えられる。

② (6)②の通りである。

③ 前回要望時に本特例措置の対象資産に、下線の通り、新たな規定を設けたところであり、適用額の偏在については、今後は正され则认为している。

障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置
障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税10) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>〔制度の概要〕</p> <p>①障害者雇用割合が50%以上※1 ②障害者雇用割合が25%以上※1かつ障害者を20人以上雇用※1 ③20人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が50%以上※2(法定雇用率を達成しているものに限る。)</p> <p>のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。</p> <p>※1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者</p> <p>28年度税制改正の際、減価償却の対象資産の見直しを行い、次のいずれかの資産のみを対象とすることとした。</p> <p>①障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置 ②障害者が労働に従事する事業所に係る工場用の建物及びその付属施設</p> <p>〔要望の内容〕 当該特例措置の適用期限(平成30年3月31日)を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第13条、第46条、第68条の31 ○ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の5、第29条、39条の60 ○ 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第5条の15、第20条の17、第22条の38
4	担当部局	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:29年8月 分析対象期間:平成25年度~平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、平成29年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成22年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行っ

		た。																								
7	適用又は延長期間	2年間の延長																								
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることとしている。民間企業が障害者を雇用している率は、平成28年6月現在1.92%と法定雇用率を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。 このため、本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。 《政策目的の根拠》 ○障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務)																								
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅳ：意欲のある全ての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること。 施策大目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること 基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 施策目標1-2：障害者の雇用を促進すること																								
	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法定雇用率の達成 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間企業における障害者の実雇用率は、前回要望時(平成26年6月1日現在)1.82%であったところ、平成28年6月1日現在は1.92%まで上昇しており、雇用されている障害者の数も前年に比べて4.7%(約2万1千人)増加し、約47.4万人となっている。																									
9	有効性等	①: 適用数等 【適用法人数及び特別償却額】 ○機械等 (単位:件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>29</td> <td>37</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>27</td> <td>36</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>特別償却額</td> <td>2,996</td> <td>2,211</td> <td>1,409</td> <td>882</td> <td>1,323</td> <td>1,764</td> <td>2,205</td> </tr> </tbody> </table> ※アンケート調査から推計 ※算定根拠について別紙1を参照 ○建物等		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	適用件数	29	37	25	18	27	36	45	特別償却額	2,996	2,211	1,409	882	1,323	1,764	2,205
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度																			
適用件数	29	37	25	18	27	36	45																			
特別償却額	2,996	2,211	1,409	882	1,323	1,764	2,205																			

	(単位:件、百万円)						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
適用件数	24	27	16	10	16	22	27
特別償却額	358	273	205	190	304	418	513
※アンケート調査から推計 ※算定根拠について別紙1を参照 【租特透明化法に基づく適用実態調査結果(平成27年度)】 適用件数:39社 適用額 :8億円							
②: 減収額	(単位:百万円)						
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
機械等	763	564	337	206	310	413	516
建物等	91	69	49	44	71	98	120
※算定根拠について別紙1を参照							
③: 効果・税収減是認効果	《効果》						
【達成目標の実現状況】 平成28年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.92%であり、前年の1.88%から0.04ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて4.7%(約2万1千人)増加し、約47.4万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者の雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率2.0%に寄与したとも言える。 《税収減を是認するような効果の有無》 平成28年6月1日の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.92%であり、前年の1.88%から0.04ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する企業の競争力の確保、経営地盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。 本特例措置の適用を受けた企業において雇用された障害者の数は、以下の通り、推計できる。 (単位:人)							
	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
雇用障害者数	1,827	2,516	1,300	972	1,458	1,944	2,430
※算定根拠について別紙1を参照							
平成28年度に本特例措置を利用した企業においても雇用している障害者の数は972人と推計しており、一定の効果は出ているものと考えられる。							

10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、障害者多数雇用事業所は、通常必要な設備投資とは別に障害者雇用のための設備投資が必要なため、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、もって事業主が障害者を雇用することにつながることを期待できるものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	障害者を多数雇用する事業所は、障害者の特性に配慮して働きやすい環境を整備するため、多額の設備投資等を要しており、障害者を多数雇用していない事業所に比べ、より多額の経済的負担を負っている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることが、障害者の雇用の安定・促進につながる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 (H27 厚労 05)	

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度に係る推計について

1. 平成 28 年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

【適用件数について】

- 本特例措置の適用を受けるために、障害者等雇用証明書等の申請をした企業 19 社にアンケート調査を実施した（回答数 15）。
- この結果をもとに、回答のなかった分を含め、適用件数が何件になるか推計を行った。

※機械等：18 社、建物等：10 社

【特別償却額について】

- アンケート調査から集計した特別償却額の平均値に、適用件数を乗じることで特別償却額を推計。

※機械等：49 百万円（平均特別償却額）×18 社=882 百万円
建物等：19 百万円（平均特別償却額）×10 社=190 百万円

【減収額について】

- 特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることで推計。

※機械等：882 百万円×0.234=206 百万円
建物等：190 百万円×0.234=44 百万円

2. 平成 25～27 年の適用件数、特別償却額及び減収額について

- 平成 25 年度及び平成 26 年度は過去の推計結果による。平成 27 年度については、1 と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。

3. 平成 29 年度以降の適用件数、特別償却額及び減収額について

【29 年度の適用件数について】

- 以下の①～③について、過去の実績をもとにそれぞれ推計した上で、3 つの和を 29 年度の適用件数とする。
 - ①28 年度から引き続き本特例措置を利用する企業の数（機械等：11 社、建物等：6 社）

別紙 1

別紙 1

②直前年度（28年度）には本特例措置を利用していない企業であって、29年度に利用する企業の数（29年度に初めて利用するケースと27年度以前に利用していたケースの双方を含む。）

（機械等：8社、建物等：4社）

③今回初めて人数要件を満たす可能性のある全ての企業にアンケート調査を行ったところ。これにより初めて制度を認識した企業のうち、当該アンケートの結果から、29年度の利用が見込まれる企業数。

（機械等：8社、建物等：6社）

※機械等：11社＋8社＋8社＝27社、建物等：6社＋4社＋6社＝16社

【29年度の特別償却額について】

○ 平成28年度の平均特別償却額を、29年度の適用件数に乗じることで推計。

※機械等：49百万円（平均特別償却額）×27社＝1,323百万円

建物等：19百万円（平均特別償却額）×16社＝304百万円

【29年度の減収額について】

○ 特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることで推計。

※機械等：1,323百万円×0.234＝310百万円

建物等：304百万円×0.234＝71百万円

4. 平成30年度及び31年度の適用件数、特別償却額及び減税額について

○ 29年度と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。

5. 雇用障害者数について

【平成28年度の雇用障害者数について】

○ アンケート調査から推計した雇用されている障害者の平均値に適用件数に乗じると、対象18社に雇用されている障害者数は972人となる。

【平成25～27年度の雇用障害者数について】

○ 28年度と同様の方法で推計を行った。推計結果は事前評価書の通り。

【平成29年度～31年度の雇用障害者数について】

○ 各年度の適用件数に、28年度の1社あたりの平均雇用障害者数54人に乗じることで推計を行うと、以下の通りとなる。

※平成29年度 1,458人、平成30年度：1,944人、平成31年度：2,430人

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の直接的な効果（平成28年度）について、現時点ではその実績が未確定であることから把握が困難であり、「今後、本租税特別措置を利用した事業主に対してアンケート調査を実施し、本租税特別措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証することを予定している」と説明されているとおり、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】	本租税特別措置を利用した企業に対するヒアリング（平成29年8月 厚生労働省※）の結果によると、8割以上の企業が、本租税特別措置が労働者の採用方針等に影響を与えたと回答している（※本ヒアリング結果は、本事前評価書提出後に集計したもの）。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税11) (法人住民税:義)(地方税13) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>【制度の概要】</p> <p>雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用機会が不足している地域(地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)に規定する同意雇用開発促進地域)内にある事業所における質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)の雇用者の数が増加した場合には、増加人数(※1)1人当たり40万円の税額控除が受けられる(※2)。</p> <p>※1)新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とする。</p> <p>※2)税額控除は当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度。</p> <p>【要望の内容】</p> <p>積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の措置について、その適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5、第42条の12、第68条の15の2 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号及び第4号の3、第292条第1項第4号及び第4号の3、附則第8条第9項及び第10項
4	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○平成23年度:創設</p> <p>○平成25年度:拡充・延長 税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に上げる等の拡充を要望し、拡充が認められる。</p> <p>○平成26年度:延長 適用期限3年間の延長要望を行い、平成28年度までの適用期間2年間の延長が認められる。</p> <p>○平成28年度税制改正:延長等</p>

7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国は、現在、人口減少社会に入っており、経済成長の実現には、働き手の数の確保と労働生産性の向上が重要であるところ、我が国の政策課題である成長戦略による経済成長と地方創生の実現のため、今後の日本経済の成長を担う産業や成長分野における企業を支援し、積極的な雇用創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ まち・ひと・しごと創生総合戦略2016改訂版(平成28年12月22日閣議決定)(抄)</p> <p>I. 基本的な考え方</p> <p>3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立</p> <p>(1)しごとの創生</p> <p>地域に根付いたサービス産業の活力・生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、「雇用の質」の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」+「安定した雇用形態」+「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。労働力人口の減少が深刻な地方では、こうした「雇用の質」を重視した取組こそが重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性の継続的な向上につながる必要がある。</p> <p>また、域外から稼げる高付加価値商品の発掘とその販路の開拓や、地域への新たな「ひと」の流れの創出など、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、都市部の企業の地方移転、価値ある企業を存続させ新たな雇用創出にもつながる事業承継の円滑化、農業・観光・中核企業等といった地域産業の活性化・地域経済の振興等を通じて、将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保・拡大を実現する。</p> <p>○ 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抄)</p> <p>6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備</p> <p>(3)就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備</p> <p>就職氷河期に学校を卒業して、正社員になれず非正規のまま就業又は無業を続けている方が40万人以上いる。こうした就職氷河期世代の視点に立って、格差の固定化が進まぬように、また働き手の確保の観点</p>

		からも、対応が必要である。35歳を超えて離転職を繰り返すフリーター等の正社員化に向けて、同一労働同一賃金制度の施行を通じて均等・均衡な教育機会の提供を図るとともに、個々の対象者の職務経歴、職業能力等に応じた集中的な支援を行う。																					
②	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 「意欲あるすべての人が働くことができるように、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 施策目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」																					
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用促進税制を活用して雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、雇用機会が不足している地域において質の高い雇用を確保する。 ○ 測定指標：同意雇用開発促進地域における無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者の増加数(※) ※ 雇用促進計画の達成状況報告における報告人数 ○ 目標値：年間約3,500人 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、雇用機会が不足している地域においても、事業主の雇用拡大に対するインセンティブを高め、今後の成長が期待される産業で、より積極的で安定的かつ継続的な雇用創出が増加することが期待されることから、質の高い雇用を確保するという政策目標及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に掲げる取組及び目標に寄与することが見込まれる。																					
9	有効性等	① 適用数等 ○ 適用件数及び適用額 (単位:件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>5,007</td> <td>4,455</td> <td>434</td> <td>340</td> <td>340</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>8,964</td> <td>8,630</td> <td>840</td> <td>658</td> <td>658</td> <td>658</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注) 平成28年度～31年度分は推計値(算定根拠については、別紙参照) (財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より)</small>	年度	26	27	28	29	30	31	適用件数	5,007	4,455	434	340	340	340	適用額	8,964	8,630	840	658	658	658
		年度	26	27	28	29	30	31															
適用件数	5,007	4,455	434	340	340	340																	
適用額	8,964	8,630	840	658	658	658																	
② 減収額 ○ 減収額 (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>8,964</td> <td>8,630</td> <td>840</td> <td>658</td> <td>658</td> <td>658</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1,209</td> <td>870</td> <td>108</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注) 平成28年度～31年度分は推計値(算定根拠については、別紙参照) (財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より)</small>	年度	26	27	28	29	30	31	法人税	8,964	8,630	840	658	658	658	法人住民税	1,209	870	108	85	85	85		
年度	26	27	28	29	30	31																	
法人税	8,964	8,630	840	658	658	658																	
法人住民税	1,209	870	108	85	85	85																	

③	効果・税収減是認効果	《効果》 ○ 達成目標の実現状況 (単位:人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用保険一般被保険者増加数(*1-2)</td> <td>90,530</td> <td>81,748</td> <td>7,931</td> <td>6,221</td> <td>6,221</td> <td>6,221</td> </tr> <tr> <td>無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者の増加数(*2)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4,251</td> <td>3,334</td> <td>3,334</td> <td>3,334</td> </tr> </tbody> </table> <small>(*1) 所期(前回評価時)の達成目標に係る測定指標 (*2) 雇用促進計画の達成状況報告における報告人数 (注) 平成28年度～31年度分は推計値(算定根拠については、別紙参照)</small>	年度	26	27	28	29	30	31	雇用保険一般被保険者増加数(*1-2)	90,530	81,748	7,931	6,221	6,221	6,221	無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者の増加数(*2)	-	-	4,251	3,334	3,334	3,334
		年度	26	27	28	29	30	31															
雇用保険一般被保険者増加数(*1-2)	90,530	81,748	7,931	6,221	6,221	6,221																	
無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者の増加数(*2)	-	-	4,251	3,334	3,334	3,334																	
		○ 達成目標の変更理由・所期の目標の達成状況 (達成目標の変更理由) 平成28年度税制改正により、適用の基礎となる増加雇用者数については同意雇用開発促進地域内にある事業所における雇用者の増加数となったが、要望時においては、こうした地域の限定をしていなかったため、前回要望時の達成目標は、「雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、質の高い雇用を確保する(年間約11万人の雇用保険一般被保険者の雇用増加)」としていた。 今回の要望は、平成28年度税制改正の内容を延長するものであり、達成目標の内容及び水準を、その内容に即し、明確かつ具体的に設定する必要があることから、「同意雇用開発促進地域における無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者の増加数(※):年間約3,500人」とした。 (所期の目標の達成状況) 本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。 このため、平成28年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成29年4月から雇用促進計画の達成状況の受付が開始となるため、平成28年度の実績は未確定であり、前回要望時の目標について達成できたかは現時点では判断できない。 なお、平成28年度税制改正により、適用の基礎となる増加雇用者数については同意雇用開発促進地域内にある事業所における雇用者の増加数となったが、要望時においては、こうした地域の限定をしていなかったため、前回要望時の達成目標は、今回試算した平成28年度推計値(7,931人)に比べ高い数値となっている。 ○ 租税特別措置による直接的な効果 現行の租税特別措置の内容(同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者が増加した場合に税額控除が受けられるとするもの)となったのは平成28年度からであり、上記のとおり、平成28年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成29年4月から雇用促進計画の達成状況の受付が開始となるため、平成28年度の																					

(H30 年度税制改正) 減収見込額等の推計

			<p>実績は未確定であるため、当該年度における本租税特別措置による直接的な効果は把握が困難である。</p> <p>今後、本租税特別措置を利用した事業主に対してアンケート調査を実施し、本租税特別措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することを予定している。</p> <p>なお、アンケートの調査項目については現時点で以下のような内容を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業、中小企業者か否か ・ 無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者増加数 ・ 本租税特別措置が労働者の採用に関する方針や計画を決定するに当たり、影響を与えたか など <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>雇用機会が不足している地域において本租税特別措置が活用されることにより、雇用の拡大及び質を高めることへの事業主のインセンティブが高まり、平成 28 年度には約 4,000 人(推計値)の質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)が新たに創出される。また、本租税特別措置に係る減収額は約 9.5 億円(法人税・法人住民税計(平成 28 年度推計値))(23 万円/無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者一人当たり)であるが、他方で、本租税特別措置により新たに創出された良質な雇用の雇用者は安定的な所得を得るとともに、当該企業の成長を通じ、地域経済が活性化すること等により、継続的に国や地方公共団体に所得税等の税収入等をもたらすことから、税収減を是認する効果があるものといえる。</p> <p>なお、上記記載のとおり、今後、本租税特別措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>日本経済を牽引し、雇用の創出に大きな期待が見込まれる産業や成長分野の企業に対し、雇用負担を軽減することは、質の高い新たな雇用を促進するに当たり効果的である。本租税特別措置は、法人税等を納付する企業に対し雇用負担を軽減することにより幅広く支援を行い、質の高い雇用を促進するものであり、本租税特別措置による優遇措置は妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>労働者の処遇や職場環境の改善に係る各種助成金は、既に雇用されている労働者に対する支援であり、各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者等、雇い入れる労働者の属性等に応じてその就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。</p> <p>一方、本租税特別措置は、官民一体となって地方創生及び我が国の経済成長を実現していくため、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「質の高い雇用」を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本租税特別措置は、官民一体となって地方創生及び我が国の経済成長を実現していくための取組であり、成長企業に対する支援を強化することで雇用機会が不足している地域における質の高い雇用機会の拡大を図るものである。</p>
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月 (H27 厚労 04)

<現行制度>

雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数 5 人以上(中小企業は 2 人以上)、かつ、雇用増加割合 10% 以上等の要件を満たす企業は、雇用機会が不足している地域(地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域)内にある事業所における質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)の雇用者の数が増加した場合には、雇用増加数 1 人当たり 40 万円の税額控除が受けられる。(税額控除は当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)が限度。)

<要望内容>

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、適用期限を 2 年間延長する。

<把握できる指標・数等からの平成 29 年度における適用件数等の積算>

➢ 平成 27 年度租特透明化法等による調査報告書における適用実績(※ 1)

適用件数 : 4,455 件

税額控除額 : (国税) 86 億 29,662 千円 (地方税) 8 億 69,700 千円

(※ 1) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(以下「適用実態調査」という。)による実績値より。

租特透明化法の調査対象企業は、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。

➢ 平成 28 年度までの適用件数、適用人数、適用減収総額(実績値)について

平成 25 年度から平成 28 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績(国税・地方税)から把握できる適用件数等は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 25 年度 (*)	平成 26 年度 (*)	平成 27 年度 (*)	平成 28 年度
雇用促進計画受付件数	① 計画受付件数(件)	39,707	43,537	42,917	4,187
	② 達成状況報告受付件数(件)	9,681	9,180	7,913	-
	③ 達成状況報告における一般被保険者の増加数(人)	97,193	90,530	81,748	-
(国税)適用実態調査	④ 適用件数(件)	4,630	5,007	4,455	-
	⑤ 適用減収総額(千円)	7,518,796	8,964,292	8,629,662	-
	⑥ 適用対象人数(人) (⑤/控除額 40 万円)	18,770	22,411	21,574	-
(地方税)適用実態調査	⑦ 適用件数(件)	-	-	-	-
	⑧ 適用減収総額(千円)	957,622	1,209,149	869,700	-

* 税制適用対象者の限定(同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者)は平成 28 年度から。

➤ 平成 28 年度における適用件数、適用人数、適用減収総額（推計値）について
 平成 23 年度から平成 28 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明
 化法等による調査報告書における適用実績（国税・地方税）から把握できる適用件数等の推計値は
 以下のとおり。

○ 平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②（推計値）について

- ・平成 28 年度の雇用促進計画の受付件数①は 4,187 件
- ・平成 27 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は 18.4%
 (=7,913 件/42,917 件)
- ・平成 28 年度においてもこの割合（18.4%）で達成状況報告件数が積まれるとすると、平成 28
 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)は 770 件(=4,187 件×18.4%)

○ 平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者の増加数③(推計値)
 及び無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数③-i（推計値）について

- ・平成 27 年度の雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する達成状況報告における一般被
 保険者の増加数③の割合は 10.3（=81,748 人/7,913 件）
- ・平成 28 年度においてもこの割合（10.3）で達成状況報告における一般被保険者数が積まれる
 とすると、平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者数③（推
 計値）は 7,931 人（=770 件×10.3）
- ・平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告における無期雇用かつフルタイムの新規雇
 用労働者数③-i（推計値）は 4,251 人（※）

※ 平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告のうち事業年度開始月が 4 月及び 5 月である事
 業主の提出した報告（注）における一般被保険者の増加数（㉞）は 1,943 人、無期雇用かつフルタイ
 ムの新規雇用労働者数（㉟）は 1,041 人であり、一般被保険者の増加数（㉞）に対する無期雇用かつ
 フルタイムの新規雇用労働者数（㉟）の割合は 53.6%（=1,041 人/1,943 人）。平成 28 年度全体に
 おいても一般被保険者の増加数に対する無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数の割合が
 53.6%であるとする、平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告における無期雇用かつフ
 ルタイムの新規雇用労働者数は、4,251 人（=7,931 人×53.6%）。

注）雇用促進計画の達成状況報告は事業年度終了後 2 か月以内に提出することとしているため、平成
 29 年 7 月 31 日現在においては、事業年度が 4 月及び 5 月に開始する事業主が提出した件数のみ把
 握が可能。

○ 平成 28 年度における適用件数④（推計値）及び適用人数⑥（推計値）について

- ・平成 27 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた
 適用件数④の割合は 56.3%（=4,455 件/7,913 件）
- ・平成 28 年度における適用件数④についてもこの割合（56.3%）で適用件数が積まれるとす
 る、平成 28 年度における適用件数④（推計値）は 434 件（=770 件×56.3%）
- ・平成 27 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.84 人（=21,574 人/4,455 件）
- ・平成 28 年度においても 1 件当たりの適用人数が 4.84 人であるとする、平成 28 年度にお
 ける適用人数⑥（推計値）は 2,101 人（=434×4.84 人）

○ 平成 28 年度における減収見込額（推計値）について

（国 税）平成 28 年度における法人税減収見込額は 8 億 4,040 万円（=2,101 人×40 万円）
 （地方税）平成 28 年度における法人住民税の減収見込み額は、法人税減収見込み額に法人住
 民税率 12.9%を乗じた額である 1 億 841 万円（=8 億 4,040 万円×12.9%）

➤ 平成 29 年度～31 年度における適用件数、適用人数、適用減収総額（推計値）について
 平成 29 年度における件数等については、平成 28 年及び平成 29 年 4 月 1 日現在の同意雇用促
 進地域の地域数等から推計することとし、その結果は以下のとおり。
 なお、平成 30 年度税改要望書に記載する平成 30 年度及び 31 年度の減収見込み額等の推計に
 ついては、平成 29 年度の推計値を用いることとする。

（参考）平成 29 年度における①～⑨（㉞除く）の推計値は以下のとおり。

- ① 41.0 件（※ 1）×80 地域（平成 29 年 4 月 1 日現在の同意雇用促進地域数）=3,280 件
 （※ 1）平成 28 年度における同意雇用促進地域 1 地域当たりの雇用促進計画の受付件数（4,187 件/102 地域（平
 成 28 年 4 月 1 日現在））
- ② 3,280×18.4%（※ 2）=604 件
 （※ 2）平成 27 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合（②/①）
- ③ 604×10.3（※ 3）=6,221 人
 （※ 3）平成 27 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する達成状況報告における一般被
 保険者の増加数③の割合（③/②）
- ③-i 6,221×53.6%（※ 4）=3,334 人
 （※ 4）平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者の増加数に対する無期雇用か
 つフルタイムの新規雇用労働者数の割合（③-i/③）
- ④ 604×56.3%（※ 5）=340 件
 （※ 5）平成 27 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数
 ④の割合（④/②）
- ⑥ 340×4.84（※ 6）=1,646 人
 （※ 6）平成 27 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.84 人（=21,574 人/4,455 件）
- ⑤ 1,646 人×40 万円=65,840 万円
- ⑧ 65,840 万円×法人住民税率 12.9%=8,493 万円

	雇用促進計画実施年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
雇用促進計画受 付件数	① 計画受付件数（件）	4,187	(推計値) 3,280
	②達成状況報告受付件数（件）	(推計値) 770	(推計値) 604
	③達成状況報告における一般被 保険者の増加数（人）	(推計値) 7,931	(推計値) 6,221
	③-i 達成状況報告における無 期雇用かつフルタイムの新規 雇用労働者数（人）	(推計値) 4,251	(推計値) 3,334
（国税）適用実 態調査	④適用件数（件）	(推計値) 434	(推計値) 340
	⑤適用減収総額（千円）	(推計値) 840,400	(推計値) 658,400
	⑥適用対象人数（人） （⑤/控除額 40 万円）	(推計値) 2,101	(推計値) 1,646
（地方税）適用 実態調査	⑦ 適用件数（件）	—	—
	⑧適用減収総額（千円）	(推計値) 108,412	(推計値) 84,934

以 上

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設		
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（厳格化されたくるみん認定・ブラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>② 政策目的（新くるみん認定・新ブラチナくるみん認定を受けた事業主に更なる優遇措置を設けることによって、待機児童解消及び企業による仕事と育児の両立支援を推進する）の実現状況を十分に明らかにするため、新くるみん・ブラチナくるみんの認定件数等についても達成目標（測定指標）を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② 指摘を受け、評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税及び所得税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の適用数（平成30年度から平成34年度まで）について、「平成28年度4月の事業所内保育の増加数は約200件、平成28年度の企業主導型の助成決定数は約900件」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①～③ 指摘を受け、評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税及び所得税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、平成28年度に助成決定された企業主導型保育事業所の平均的な設備費や遊具等整備費用を用いて説明されているが、算定根拠（その出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額について、推計に用いられている法人税率（30%）に誤りがあるため、23.2%に修正する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①～③ 指摘を受け、評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が一部解消されたが、将来の減収額（所得税）について、「法人税の額：所得税の額＝1098：2で推計」と説明されており、算定に誤りがあるため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成34年度末までの約32万人の保育の受け皿確保及びそれによる待機児童の解消とその維持、厳格化されたくるみん認定・ブラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成）に対する将来の効果について、「事業所内保育施設の設置を促進するための税制措置を行うことにより、事業所内保育施設の整備が円滑に進み、保育の受け皿の拡大及び待機児童の解消とその維持が実現される」と説明されているが、定量的な予測がされていない。</p> <p>② 達成目標（平成34年度末までの約32万人の保育の受け皿確保及びそれによる待機児童の解消とその維持、厳格化されたくるみん認定・ブラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成）に対する将来の効果の寄与について、「企業の事業所内保育設置及びくるみん認定取得のインセンティブを喚起することができる」と説明されているが、平成28年度4月時点で集計された、事業所内保育の27年度増加数増加数200件及び28年度の企業主導型の助成決定数900件がどの程度増加し、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（厳格化されたくるみん認定・ブラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成）について、事業所内保育施設を設置する際の設備投資の負担を軽減する本特例措置との関係が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② 指摘を受け、評価書を修正した。</p> <p>③ くるみん認定を受けていることを事業所内保育施設等の税制優遇措置の加算措置の要件とすることで、くるみん認定取得のインセンティブとする。</p> <p>くるみん認定の認定基準には男性の育児休業取得率7%が、ブラチナくるみん認定の認定基準には13%があるため、これらの基準を満たした企業が増えることが、社会全体の男性育児休業取得率の向上に資する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、「事業所内保育施設の設置を促進するための税制措置を行うことにより、事業所内保育施設の整備が円滑に進み、平成34年度までの5年間で32万人分の保育の受け皿の拡大が実現される」と説明されているが、将来の効果も年度ごとに予測されておらず、また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、さらに、他の政策手段、経済情勢等の直接的な効果が予測されていないため、これらの点を課題とする。</p> <p>また、達成目標「平成32年までに厳格化されたくるみん認定・ブラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成」に対する将来の効果について、補足説明③により「くるみん認定の認定基準には男性の育児休業取得率7%が、ブラチナくるみん認定の認定基準には13%があるため、これらの基準を満たした企業が増えることが、社会全体の男性育児休業取得率の向上に資する」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点も課題とする。</p> <p>このほか、追加された達成目標（平成32年までにくるみん認定取得企業を3,000社にする）に対する将来の効果について、補足説明(7)③によれば「くるみん認定を受けていることを事業所内保育施設等の税制優遇措置の加算措置の要件とすることで、くるみん認定取得のインセンティブとする」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点も課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解決されていないため、この点を課題とする。さらに、追加された達成目標（平成32年までにくるみん認定取得企業を3,000社にする）に対する将来の効果の寄与について、補足説明(7)③によれば「くるみん認定を受けていることを事業所内保育施設等の税制優遇措置の加算措置の要件とすることで、くるみん認定取得のインセンティブとする」と説明されているが、本特例措置がどの程度寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、「くるみん認定を受けていることを事業所内保育施設等の税制優遇措置の加算措置の要件とすることで、くるみん認定取得のインセンティブとする。くるみん認定の認定基準には男性の育児休業取得率7%が、ブラチナくるみん認定の認定基準には13%があるため、これらの基準を満たした企業が増えることが、社会全体の男性育児休業取得率の向上に資する」と説明されているが、どの程度達成目標の実現に寄与す</p>

るのか明らかにされておらず、また、達成目標（平成32年までにくるみん認定取得企業を3,000社にする）が達成されたとしても、他の達成目標（平成32年までに厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率13%の達成）に至らないと考えられるため、説明が不足していることから、この点を課題とする。

点検項目(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税13) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 事業所内保育施設(事業所内保育事業・企業主導型保育事業)を設置する企業に対して、 ①事業所内保育施設並びにこれと同時に取得した遊戯具、家具及び防犯設備の割増償却措置を講ずる。 ②平成29年4月1日施行の新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を取得して仕事と育児の両立支援により積極的に取り組んでいる企業については、上記措置を拡充する。 《関係条項》 —(新設のため関係条項は未定)
4	担当部局	厚生労働省子ども家庭局保育課、雇用環境・均等局職業生活両立課、内閣府子ども・子育て本部
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～34年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	5年間(平成30年度～34年度)
8	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 働く人のための保育の提供に取り組む企業の事業所内保育施設の整備に対するインセンティブを喚起し、事業所内保育施設に必要な設備投資の促進を図るとともに、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を受けた事業主に更なる優遇措置を設けることによって、待機児童解消及び企業による仕事と育児の両立支援を推進する。 《政策目的の根拠》 子育て安心プラン(平成29年6月2日公表)における6つの支援パッケージの主な内容(抜粋) 1 保育の受け皿の拡大 ～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～ ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など 6 保育と連携した「働き方改革」 ～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～
	② 政策体系における政策目的	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなど

		の位置付け	の子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること 施策目標 2-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 34 年度末までの約 32 万人の保育の受け皿確保及びそれによる待機児童の解消とその維持 平成 32 年までにくるみん認定取得企業を 3,000 社にする。 平成 32 年までに厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率 13%の達成 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 待機児童の解消とその維持 仕事と育児の両立の推進
9	有効性等	①: 適用数等	約 1,100 企業(毎年、うち約 2 企業が所得税適用分、その他は法人税適用分) 〈適用数の推計方法〉 ・平成 28 年度 4 月時点で集計された、事業所内保育の平成 27 年度増加数は約 200 件(厚生労働省調べ) ・平成 28 年度の企業主導型の助成決定数は約 900 件(平成 28 年度企業主導型保育事業助成決定一覧(18 回目まで)(公益財団法人児童育成協会)) ※これら 1,100 件のうち、個人立(所得税適用)は 2 施設(厚生労働省調べ)
		②: 減収額	法人税: 93 百万円(毎年) 所得税: 0.17 百万円(毎年) ※償却期間全期間では減収とはならない 〈適用額の推計方法〉 ・平成 28 年度に助成決定された企業主導型保育事業所の平均的な施設整備費は約 6,500 万円(募集に応じた企業の施設整備費(助成の対象となるものに限る。)の平均値を内閣府で算出)、遊具等整備は約 600 万円(企業主導型保育事業者ヒアリングをもとに厚生労働省で算出) →事業所内保育の場合、 施設整備費 6500 万円 自己負担 6500 万円 耐用年数(財務省令) 約 40 年 減価償却費 約 160 万円/年 割増償却額(償却率 30%) 48 万円 法人税減税額(実効税率 23.2%) 11.1 万円 遊具等設備整備費 600 万円 耐用年数(財務省令) 約 10 年 減価償却費 約 60 万円/年 割増償却額(償却率 30%) 18 万円 法人税減税額(実効税率 23.2%) 4.2 万円 一企業主導型保育の場合、 施設整備費 6500 万円 自己負担 1625 万円 耐用年数(財務省令) 約 40 年 減価償却費 約 40 万円/年

			割増償却額(償却率 30%) 12 万円 法人税減税額(実効税率 23.2%) 2.8 万円 ※遊具等施設整備は事業所内保育と同様 したがって、 (11.1 万+4.2 万)×200+(2.8 万+4.2 万)×900=9,360 万円 個人立(所得税適用)は 2 施設/1100 施設であるため、法人税の額: 所得税の額=1098:2 で推計すると、 法人税の額: 9,360×1098/1100=9343 万円 所得税の額: 9,360×2/1100=17 万円 ※新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を取得している場合は取得率の割増を検討しているが、これによる減収額への影響については、認定の要件が変わったことから取得企業数が予測できないため、現段階では推計が困難である。
		③: 効果・税収減是認効果	《効果》 事業所内保育施設の設置を促進するための税制措置を行うことにより、事業所内保育施設の整備が円滑に進み、平成 34 年度までの 5 年間で 32 万人分の保育の受け皿の拡大が実現される。 ※平成 28 年度の事業所内保育の保育拡大量が約 2 千 5 百人(厚生労働省調べ)、企業主導型保育が約 2 万人(内閣府調べ)であるため、単純計算で平成 34 年度までの 5 年間で約 11 万 3 千人の保育の受け皿拡大が見込まれる。 さらに、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定とリンクした税制措置とすることにより、保育の受け皿の拡大だけでなく、企業による仕事と育児の両立支援が促進される。 《税収減を是認するような効果の有無》 事業所内保育施設の設置を更に加速化していくため、また、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定の取得を促進するために、事業所内保育施設を設置する際の設備投資の負担を軽減する必要があるところ、割増償却制度により、一定期間、企業の所得を圧縮することを可能にすることで、企業の手元に残る資金に余裕を生み、企業の事業所内保育設置及びくるみん認定取得のインセンティブを喚起することができる。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	待機児童解消及び仕事と育児の両立支援のために、保育の受け皿の確保が喫緊の課題となる中、事業所内保育施設の設置を更に加速化していくため、また、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定の取得を促進するため、本租税特別措置による支援を図ることは、事業所内保育施設を設立した後の特に経

		<p>営が不安定になりやすい期間、企業の所得を圧縮することを可能にするとともに、償却期間全期間でみれば減収とならないため、補助金によるよりも財政政策上有用である。</p>
	②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業所内保育施設の設置を更に加速化していくために、事業所内保育施設を設置する際の設備投資の負担の軽減を図る必要がある。資金の確保に不安が残る場合、直接の利益につながらない事業所内保育施設の整備は後回しにされやすい。</p> <p>この問題を解決するため、割増償却制度により、一定期間企業の所得を圧縮することを可能にし、企業の手元に残る資金に余裕が生まれるようにする必要がある。</p> <p>また、社会全体で、これまで以上に子育てサポートの取組を進めるべく、平成 29 年 4 月 1 日より、くるみん認定・プラチナくるみん認定の基準を、より先進的な取組をしている企業が認定される内容に厳格化した。基準が厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得を促進し、企業による更なる子育てサポートを促進するため、認定取得の経済的なインセンティブとしてくるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた場合の割増償却率の加算が必要となる。</p>
	③：地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制については、地方公共団体に関係事業者への周知をお願いすることとしているので、地方公共団体は児童福祉法に基づき保育の提供義務を負っており、保育の受け皿拡大を目的とする本税制に協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要なかつ有効であるかを検証することができない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについては、現在社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において審議をしている状況であり、まだ具体的な見直しの内容が固まっていないため、達成すべき目標を示すことができない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについては、現在社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において審議をしている状況であり、まだ具体的な見直しの内容が固まっていないため、将来の適用数を示すことができない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについては、現在社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において審議をしている状況であり、まだ具体的な見直しの内容が固まっていないため、将来の減収額を示すことができない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについては、現在社会保障審議会生</p>

活困窮者自立支援及び生活保護部会において審議をしている状況であり、まだ具体的な見直しの内容が固まっていないため、将来の効果を示すことができない。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税8) (法人住民税、事業税:義)(地方税8) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ○ 平成 25 年に生活困窮者自立支援法の創設、生活保護法の一部改正を行っており、生活困窮者自立支援法については、平成 30 年が施行3年後の見直しの年となっている。 ○ また、生活保護制度については、平成 29 年度の生活保護基準の検証にあわせ、自立支援の推進等の観点から制度全般について関係審議会等で検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)旨、経済・財政計画改革工程表(平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)に記載されている。 ○ これらを受けて、現在、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「社会保障審議会生活保護基準部会」において、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度及び生活保護基準に係る検討・検証を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。 《関係条項》 —
4	担当部局	社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:—
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	—
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活困窮をとりまく状況や生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の施行状況等を踏まえ、両制度の見直しを一体的に検討する必要がある。 《政策目的の根拠》 経済・財政計画改革工程表(平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)等
		②: 政策体系における政策目的の位置付 (基本目標Ⅶ) ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

		け	(施策大目標1) 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること (施策目標1-1) 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活保護を適正に実施するとともに、生活保護に至る前の段階での自立を図るための包括的な相談支援や就労支援等を行う。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)
		9 有効性等	①: 適用数等 — (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難) ②: 減収額 — (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難) ③: 効果・税収減是認効果 《効果》 — (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)
			《税収減を是認するような効果の有無》 — (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 — (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難) ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 — (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)	

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	—

